

不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可地縁団体を設立することを可能とする制度の見直しを行う場合には、不動産等の保有予定のない認可地縁団体についても、従来の認可地縁団体に関する税制度と同様の措置を適用。

現行制度

- 認可地縁団体制度は、平成3年、自治会等の地縁による団体の保有不動産等を巡るトラブルを防止し、地縁による団体が活動しやすくするため、不動産等の保有を前提とする簡便な法人制度として創設された。
- 平成3年度において地縁による団体(自治会、町内会等)が権利能力を有することとなる場合における課税の取扱いについては、権利能力取得の前後で同一とするための措置を講じることが必要であるとしている(例:収益事業のみ課税)。
- 現在の認可地縁団体に対しての課税特例措置の適用範囲
 - ＜国 税＞ 法人税・消費税
 - ＜地方税＞ 法人県民税・法人市民税・法人事業税・事業所税・地方消費税
- 第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題等に対応するために必要な地方行政体制のあり方に関する答申」(令和2年6月26日)において「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域の住民が幅広く参画し、地域課題への取組を行う地縁法人制度として再構築すべき」とされており、また、「令和2年地方分権改革に関する提案募集」においても認可地縁団体が幅広い活動を行いやすくするための提案が出されていることから、制度の見直しを予定。

改正内容

- 地方自治法の改正により、認可地縁団体の認可の目的を見直し、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために設立できるものとする場合には、不動産等の保有予定のない認可地縁団体についても、従来の認可地縁団体に関する税制度と同様の措置を適用。